VI

改訂内部統制基準等や開示事例を踏まえた 内部統制報告書の開示に係る実務上のポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 小林 克巳
有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 田中 麻美
有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 三浦 正大
有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 永田 俊之

【この章のエッセンス】

- 内部統制報告書において、重要な事業拠点の選定指標とその一定割合、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目、個別に評価対象に追加した事業拠点や業務プロセスについて、決定の判断事由を含めて記載することが適切。
- 経営者による内部統制の評価範囲の決定方法に関する内部統制報告書利用者の理解に資するよう、内部統制報告書における記載の充実が望まれる。

はじめに

財務報告に係る内部統制は、投資者や利害関係者に対する財務報告の信頼性確保の基盤であり、上場会社を対象に財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査を実施する内部統制報告制度は、2008年4月の適用開始以降、財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと考えられる。一方で、経営者による内部統制の評価範囲外からの開示すべき重要な不備の発生や訂正内部統制報告書における訂正理由の不十分な開示など、内部統制報告制度の実効性に関する懸念が指摘されていた。

2023年4月に公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」(以下、「意見書」という)では、経営者が内部統制の評価範囲を決定するにあたって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮する必要性を強調するとともに、内部統制報告書に記載すべき事項を明示し、さらに決定の判断事由を記載することが適切とすることで、開示の拡充による透明性と実効性を高めるための見直しが行われた。また、内部統制報告書の記載内容は各企業の状況に応じて記載すべきであることから、2023年8月に改訂された「内部統制報告制度に関するQ&A」では、内部統制報告書の記載内容の例示が削除されている。これにより、従来の形式的な記載から、より具体的かつ利用者にとって有用な情報提供が求められることとなっている。

本章では、2024年4月1日以後開始する事業年度から適用される「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」ならびに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(以下、「内部統制基準・実施基準」という)で要求される内部統制報告書での評価範囲に関する記載内容(**図表1**参照)と、実務上の留意点について、日経225銘柄の上場会社(SEC登録企業を除く)のうち2025年9月末までに内部統制報告書を提出した177社の分析に基づく開示事例を交えながら解説する。なお、本章における意見に係る部分については、執筆者の私見に基づくものであり、執筆者が所属する法人の公式見解ではないことをお断りする。